

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のイメージ（案）

1. 基本的な制度設計

（1）前提となる制度設計のイメージ

- 1) 職業実践的な教育を行う高等教育機関として相応しい要件とする。**
〈教育課程(単位等)、教育方法、教員数、施設設備等〉
- 2) 教育内容・教員については実践的な職業教育を行うものとして構成し、産業界のニーズへの対応を重視する。**
〈教育課程や第三者評価等への産業界の関与等〉
〈博士号の保有より実践的専門性を重視し、実務家教員を積極的に登用 等〉
- 3) 質保証システムを確立し、修了者の社会的・国際的な評価や、円滑な就職・進学等を確保。**
〈第三者評価、学位又は称号の付与、大学との接続（編入学・大学院への進学等）を可能とする 等〉

（2）制度設計の方向性のポイント

【実践的な職業教育の特徴】

- 実践性の水準を維持するため、最新の知識・技能等に即応する必要性が高い。
- 就職先である企業等のニーズへの対応の必要から、各校毎に求められる教育内容・手法等も極めて多様。
- 教育の質の適否は、その成果を実際の現場で評価する企業や実務家等によって判断されるべき。

新たな高等教育機関では

多様化する企業等のニーズに即応し、実践的教育の質を確保するには、
「企業等の参画を得ながら教育の質を確保できる体制やプロセス」の確立によることが適當。

具体的には、

- 〔教育内容〕：教育課程編成への企業等の参画
- 〔指導者〕：実務家教員の一定割合の配置
- 〔事後評価〕：評価への企業等の参画 + 専門分野別の第三者評価
等により、実践的な職業教育としての質を確保。

また、例えば、次のような要件については機関の目的に応じて設定。

- 教員の資格等は、機関の目的に応じた適切な要件を設定
(広く実務経験者等の中から教育的指導力のある者を任用、最新の知識・技能を備えた実務家教員を実務との兼務により確保し必要教員数にもカウント 等)
- 校地・校舎面積等についても、機関の目的に応じた適切な要件を設定
(定量的な規定と定性的な規定について、機関の特性を踏まえた適切な在り方を検討)
等

2. 大学体系との関係

	大学体系の中に位置づける場合	大学とは異なる 新たな学校種を設ける場合
基本 イメージ	<p>大学の一類型として新たな類型を創設（学教法における短期大学の規定の仕方と同様）。</p> <p>設置基準は、大学設置基準や短期大学設置基準とは別に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の目的に適したものを作成する。</p>	<p>全く新たな学校種を創設。</p> <p>設置基準も新設。</p>
学教法 1 条	「大学」に含まれる（短期大学と同様）	新たな学校種名を第 1 条に追加
大学の 規定との 関係	<p>「第 9 章 大学」内に規定（学教法における短期大学の規定の仕方と同様）。</p> <p>参考 学教法上の短期大学の目的規定 第 108 条 大学は第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。 ※ 同条 2 項以下で、修業年限等の大学との差異を規定。</p>	「第 9 章 大学」「第 10 章 高等専門学校」と並ぶ新たな章を設けて規定。
修業年限	新たな高等教育機関の教育内容、海外における高等教育機関の状況、既存学校種の修業年限との関係等を踏まえて適切な年限を検討。	
学位・称号	学位授与を行う教育機関となる。 その際、現在の「学士」・「短期大学士」とは異なる新たな学位とするか、また、国際通用性の観点からそれが適切かについて検討が必要。	学位の授与は困難。新たな称号を検討。（称号でも国内的・国際的に学位と同等に扱われるような配慮につき検討。なお、高等専門学校卒業者は「準学士」を称すことができるとされている。）
教育内容等	<p>各分野の職業に係る専門知識・技能の教授は必須。</p> <p>将来的な変化への対応力や批判的思考力等を培う教養教育（例えば、経済・金融、国際理解、情報技術等の知識・理解を基盤とする）をどう扱うかについて、新たな高等教育機関において養成しようとする資質・能力を踏まえた検討が必要。</p> <p>教育方法は、講義だけでなく、実践的な演習（PBL 等）や職業現場での実習（インターンシップ等）の実施を重視する。</p> <p>参考 大学設置基準第 19 条第 2 項・短期大学設置基準第 5 条第 2 項 2 教育課程の編成にあたっては、（中略）幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>	<p>大学における教養教育よりは限定的となるとしても、専門分野に関連する教育の範囲内で、将来的な変化への対応力や批判的思考力等を可能な限り育むことは求められるのではないか。</p>

産業界による 教育課程編成 への参画	<p>教育課程編成への産業界等の参画を法令上義務づけることについて、教授会等との関係をどのように整理し、どのような制度設計が可能かについて検討が必要。</p>	<p>産業界関係者等が参画する教育課程編成委員会等で決定する制度設計を基本とする。</p>
研究の取扱い (目的規定)	<p>基本的には学術研究をベースとした教育を行う教育機関と位置付けることが求められるが、新たな高等教育機関の目的に応じて、どの程度その目的を踏まえた制度設計をすることができるかについて検討。（例えば、新たな高等教育機関の目的規定としては「教育」と並列する形で「研究」を位置付けることはせず、「研究」は教育内容を学術の進展に即応させるために行うものと位置付けることが、学位を授与する機関として可能かどうか等について検討する等）</p> <p>学教法上、「研究」と「職業に必要な能力」の育成を機関の目的とする短期大学や、「研究」は教育内容を学術の進展に即応させるために行うものと位置付けている高等専門学校との関係について整理が必要。</p>	<p>学教法上、新たな高等教育機関の目的に「研究」を位置付ける必要はなく、その方向で検討。</p> <p>学教法上、「研究」を機関の目的とせず、「職業に必要な能力」の育成を目的とする高等専門学校との関係について整理が必要。</p> <p>参考 学教法上の高等専門学校の目的規定 第 115 条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。</p>
教員資格	<p>既存の学位授与機関である大学及び短期大学における教育水準や、上記「教育内容等」や「研究の取扱い」等を勘案しつつ、新たな高等教育機関の目的に応じ、例えば博士号や研究実績の有無等について、現行の大学とは異なる規定・取扱いとすることが可能かについて検討。</p>	<p>博士号や研究実績の有無を重視した規定とはせず、設置認可審査や第三者評価等においてもその方向で運用。</p>

参考 専門職大学院設置基準

第 5 条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が定める数置くものとする

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 (略)
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

	<p style="text-align: center;">実務家教員の配置を義務化</p> <p>実務家教員の質保証を実効的なものとするため、実務家教員の定義（例：実務家教員にも資格等の保有や一定の経験年数等を求める、実務経験から離れている期間の限定等）について検討。</p> <p>（配置割合は、分野別に示すことが可能か、また、下限に加えて上限の設定の必要性についても検討）</p>
教員数 (実務家教員)	<p>既存の学位授与機関である大学及び短期大学における教育水準を踏まえ、新たな高等教育機関の目的に応じた必要教員数を検討。その際、実務家教員は企業との兼務とする必要性が高いこと等を勘案しつつ、例えば、専門職大学院を参考に、専任教員以外の者を一定程度は専任教員数への算入を可能とすること等も含め、新たな高等教育機関に相応しい仕組みを検討。</p>
校地・校舎 面積 運動場・図書 館等の施設	<p>既存の学位授与機関である大学や短期大学における教育水準や、新たな高等教育機関では職業教育が主となることから社会人も対象とすることが相当程度見込まれること等を勘案しつつ、新たな高等教育機関の目的と各項目の性格に応じた定性基準を示すとともに教育の質を保証するための最低限の定量基準を示すことや、関係施設との利用協定等を活用することの可能性について検討。</p> <p>参考 専門職大学院設置基準第17条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができると認められるものとする。</p>
評価	<p style="text-align: center;">第三者評価は必須。 産業界が参画して分野別に教育の質を保証する仕組みを検討。</p> <hr/> <p>認証評価（機関別評価）と、産業界が参画する分野別の質保証の仕組みとして、分野別評価や職能資格団体等による教育課程認定等を行うことが基本となるか。（両者の関係については検討が必要）</p>
設置認可権者	文部科学大臣
設置者	国、地方公共団体、学校法人（学教法第2条）